

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が買い物や通院など生活の移動手段であるタクシー車両を安心して利用できる環境を整えることを目的に、協同組合弘前ハイヤー協会等が行う、タクシー車両（一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の事業用自動車をいう。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業（以下「補助事業」という。）を支援するため、令和2年度予算の範囲内において、弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 協同組合弘前ハイヤー協会
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業し、市内に事務所等を有している者（前号の協会に属する者を除く。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) マスク及び消毒液等の感染防止資機材の購入及び設置に要する経費
- (2) 座席等の抗菌・抗ウイルス加工に要する経費
- (3) 空気清浄装置等の換気装置の購入及び設置に要する経費
- (4) 運転席等仕切りカーテン隔壁等の飛沫防止設備の購入及び設置に要する経費
- (5) 検温機器の購入及び設置に要する経費
- (6) 衛生対策に要する経費
- (7) 対策実施等に係る広報に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される補助金、寄付金その他の収入を控除した額又は25,000円に補助事業を実施するタクシー車両の台数を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロ

ナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 補助事業者の概要がわかるもの
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として

市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して10日を経過した日又は令和3年3月10日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

(財産の管理及び処分)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品のうち取得価格が10,000円以上のものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に、口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名 印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
交付申請書

令和2年度において実施する弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業者の概要がわかるもの

備考 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第2号（第5条第2項関係）

事業計画書

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）

4 補助事業の期間

5 補助事業の遂行により予想される成果

6 補助事業に関係する法令等

7 その他

備考 補助事業の概要是、別紙（任意様式）を添付してください。

様式第3号（第5条第2項関係）

收支予算書

1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	摘要
市補助金		
計		

2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	摘要
計		

備考

- 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第4号（第6条関係）

令和　年　月　日

弘前市長

所 在 地
補助事業者 名 称
代表者氏名

印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
事業変更承認申請書

令和　年　月　日付け弘交収第　　号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の変更内容

	交付決定額	既に交付を受けた 補助金の額	変更申請額
補助金の額	円	円	円

3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じ作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第5号（第6条関係）

令和 年 月 日

弘前市長様

所 在 地
補助事業者 名 称
代表者氏名 印

理由書

令和 年 月 日付け弘交収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記補助事業を行うに当たり、工事の施工、物品の購入等を市内業者に発注しないこととした
いので、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
交付要綱第6条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工、物品の 購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額、購入額等	
理由	

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第6号（第6条関係）

令和 年 月 日

弘前市長

所 在 地
補助事業者 名 称
代表者氏名

印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘交収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び既に交付を受けた補助金の額

	交付決定額	既に交付を受けた 補助金の額
補助金の額	円	円

3 補助事業を中止（廃止）する理由

4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第7号（第7条関係）

弘交収第
令和 年 月
号
日

様

弘前市長 櫻田 宏 印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 _____ 円

3 交付の条件

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

(1) 補助事業者は、令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して10日を経過した日又は令和3年3月10日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和8年3月31日まで保管してください。

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第8号（第9条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長

所 在 地
補助事業者 名 称
代表者氏名

印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘交収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び既に交付を受けた補助金の額

交付決定額	既に交付を受けた 補助金の額
円	円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証又は、受領証等支払を証明するものの写し

備考 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第9号（第9条第2項関係）

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

4 補助事業の遂行による成果（事業実施した車両の写真を添付）

5 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第10号（第9条第2項関係）

収支決算書

1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘要
市補助金				
計				

2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘要
計				

備考

- 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第11号（第10条関係）

弘交収第
令和 年 月 日
号

様

弘前市長 櫻田 宏 印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円	円

備考

- 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和8年3月31日まで保管してください。
- 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：都市整備部地域交通課
電話：35-1124

様式第12号（第12条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長様

所 在 地
補助事業者 名 称
代表者氏名

印

令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金
請求書

令和 年 月 日付け弘交収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記
補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナ
ウイルス感染症感染防止対策事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の名称 令和2年度弘前市タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事
業費補助金

3 補助金の交付決定額 _____ 円

4 交付済額 _____ 円

5 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出
してください。

担当及び提出先：都市整備部地域交通課
電話：35-1124